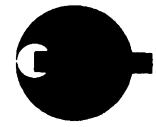


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

（告 示）	○受胎調節実地指導員の指定（健康増進課）	二
○土地改良区の役員（就任届）（耕地課）	○道路の位置指定（建築課）	一
（公 告）	○公共測量の実施の通知（用地対策課）	一
○開発行為に関する工事の完了（建築課）	○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	二
（選挙管理委員会告示）	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等	三
	○政治資金規正法に基づき資金管理団体でなくなった旨の届出のあった政治団体の名称等	三
	○平成十九年五月十五日付け奈良県公報号外第七号正誤表	三

告 示

奈良県告示第八十二号
母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。
平成十九年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

指定証番号	住 所	氏 名
五二七	天理市杉本町一八四ノ一八	村吉 智恵子

奈良県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、栖土地区改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。
平成十九年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 退任役員の役名、氏名及び住所
理事 中谷 保宏 天理市栖町三五八
- 二 就任役員の役名、氏名及び住所
理事 中谷 義博 天理市栖町三五八

奈良県告示第八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第三十号）第四十一条第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県奈良土木事務所長から報告があった。
平成十九年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成十九年五月八日現在の地番による。）
天理市樺本町一四九五番地ノ四
- 二 申請者氏名 清水 類
- 三 申請者住所 大阪府枚方市宮之阪二丁目五番四一四〇三号
- 四 道路の幅員 四・一五メートル

公 告

- 五 道路の延長 二四・〇四メートル
- 六 指定年月日 平成十九年五月十二日
- 七 指定番号 奈土第一八〇二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、御所市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。
平成十九年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（写真図作成）
- 二 測量の地域 御所市全域
- 三 測量の期間 平成十九年四月二十五日から同年九月二十八日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十九年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 許可番号
平成十九年三月三十日第七八一一九一号
平成十九年四月二十日第七八一一九一〇二号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月十五日第六六八号
- 三 開発区域に含まれる地域
生駒郡斑鳩町目安北三丁目三八番地ノ二、三九番地ノ一及び四〇番地ノ一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町八番地八
株式会社セブンイレブン・ジャパン 代表取締役 山口俊郎

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年五月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
木沢正男後援会	中原義弘	中原義弘	生駒郡斑鳩町興留 五一四一	平成十九年四月二日
北田利光を支える会	谷興義信	北田正明	天理市田町一四五 一八	平成十九年四月二日

元気な大和高田をつくる会	木本正義	長谷川力雄	大和高田市磯野町 二一二二	平成十九年四月二日
杉本龍昭後援会	松本龍昭	村上泰光	吉野郡下市町善城 一一一	平成十九年四月五日
いとらう後援会	井戸厚子	井戸厚子	生駒郡平群町若葉 台三一八一七	平成十九年四月九日
吉住秀後援会	吉住秀	東口哲夫	天理市橋町五六五	平成十九年四月十日
山本たかとし後援会	山口力	木村利巳	吉野郡吉野町喜佐 谷四二九一	平成十九年四月十一日
吉井たつや後援会	前忠吾	北谷壽朗	吉野郡下市町下市 二七六四一六	平成十九年四月十三日
よし・よし会	市山勝幸	鈴木慎也	大和郡山市新町三 〇五一一二	平成十九年四月十三日
奈良県経済商工連合会	南田収	土井典子	大和郡山市井戸野 町八三一	平成十九年四月十七日
高市早苗つげ後援会	北良晃	今西敏	奈良市都祁甲岡町 一〇六	平成十九年四月十八日
鳥谷浩和を育てる会	新甫利秋	鳥谷利美	橿原市中曾司町三 一七	平成十九年四月二十五日

奈良県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年五月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
自由民主党奈良県支部連合会	会計責任者	安井宏一	松井正剛	平成十九年四月十六日
自由民主党室生支部	名称	自由民主党室生支部	自由民主党室生村支部	平成十九年四月二十日
自由民主党室生支部	主たる事務所の所在地	宇陀市室生区大野二九〇七	宇陀郡室生村大野二九〇七	
自由民主党室生支部	会計責任者	今西良助	北森芳昌	

(その他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
たぎと豊彦後援会	代表者	大山良徳	馬場吉秋	平成十九年四月二日

寺本保英後援会	代表者	榎信晴	寺本保英	平成十九年四月六日
奈良小泉顕雄会	代表者	大橋章孝	古瀬順啓	平成十九年四月六日
上滝義平後援会	代表者	辰本靖治	竹田靖	平成十九年四月九日
吉川幸喜後援会	会計責任者	市山勝幸	東浦宏行	平成十九年四月十三日
神田かつよ後援会	主たる事務所の所在地	橿原市五条野町一〇七六	橿原市石川町四七八一	平成十九年四月二十日
天理市あらい正吾後援会	主たる事務所の所在地	天理市三島町三六五	天理市川原城町七六九	平成十九年四月二十日
国中けんじ後援会	主たる事務所の所在地	吉野郡大淀町北六田二八一五	吉野郡大淀町松垣本七〇九一四	平成十九年四月二十四日

奈良県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
平成十九年五月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党奈良県参議院選挙区第二支部	荒井正吾	平成十九年三月九日
(その他の政治団体)		
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
北田利光を支える会	谷奥義信	平成十九年三月一日
砂川哲男後援会	砂川哲男	平成十九年四月二日
たぶき豊彦を育てる会	大山良徳	平成十八年九月三十日
中畑しげとし後援会	中畑成稔	平成十九年三月三十一日
日本保育推進連盟奈良市協議会	大波和彦	平成十八年十二月三十一日
森内達雄後援会	森内達雄	平成十八年十二月一日
吉川幸喜後援会	市山勝幸	平成十九年四月十二日

奈良県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同条第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成十九年五月二十二日

公職の候補者	資金管理団体
届出者の氏名	届出者の届出年月日
川西町議会議員	平成十九年四月二十五日
森内達雄後援会	
磯城郡川西町結崎二〇八	
森内達雄	

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

正誤

平成十九年五月十五日付け奈良県公報外第七号正誤表

九	二	一
上	上	段
三	二十六	行
昭和十六年	辻本 楠裕	誤
昭和十五年	辻元 楠裕	正

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。